

議第52号

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京都市長 門川大 作

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例

京都市醍醐交流会館条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

	円	円	円	
	20,110	26,400	30,170	
	16,340	20,110	23,880	
	3,140	3,980	4,810	
	2,300	2,930	3,350	を
	1,040	1,360	1,460	
	830	1,150	1,250	
	2,300	2,930	3,350	

	円	円	円	
	30,160	39,600	45,250	
	24,510	30,160	35,820	
	4,710	5,970	7,210	
	3,450	4,390	5,020	に改め、同表備考3中「ホールを」
	1,560	2,040	2,190	
	1,240	1,720	1,870	
	3,450	4,390	5,020	

の右に「会館で行う催物の」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市醍醐交流会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日以後の使用に係る使用料でこの条例の公布の日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

提案理由

使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。